

介護保険事業者指定更新の手引き

平成25年11月

沖縄県福祉保健部

I 指定更新制の概要

平成18年4月に介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）が改正され、定期的に指定事業者の基準適合状況を確認するため、指定の効力に6年間の期限が設けられました。これにより指定事業者は、指定日（又は前回更新日）から6年を経過する際に指定の更新を受けなければ、有効期間満了によって指定の効力を失うこととなります。

※介護老人保健施設については、「指定」を「許可」と読み替える。以下同様とする。

1 更新の対象及び非対象事業者

(1) 対象事業者

次に掲げる事業者が対象となりますが、ア～オのうち、事業所所在地が那覇市に所在する事業者は那覇市において、キ、ク及びケの事業者は各保険者（市町村）において手続きを行うこととなります。

- ア 指定居宅サービス事業者
- イ 指定介護予防サービス事業者
- ウ 指定居宅介護支援事業者
- エ 指定介護老人福祉施設サービス事業者
- オ 介護老人保健施設サービス事業者
- カ 指定介護療養型医療施設サービス事業者
- キ 指定地域密着型サービス事業者
- ク 指定地域密着型介護予防サービス事業者
- ケ 指定介護予防支援事業者

(2) 非対象サービス（みなし指定適用）

次に掲げるサービス等については、「みなし指定」が適用されるため、指定更新申請の手続きは必要ありません。

- ア 保険医療機関（病院、診療所）が行う
 - ①訪問看護
 - ②介護予防訪問看護
 - ③訪問リハビリテーション
 - ④介護予防訪問リハビリテーション
 - ⑤居宅療養管理指導
 - ⑥介護予防居宅療養管理指導
 - ⑦通所リハビリテーション
 - ⑧介護予防通所リハビリテーション
- イ 保険薬局が行う
 - ①居宅療養管理指導
 - ②介護予防居宅療養管理指導
- ウ 介護老人保健施設併設の
 - ①短期入所療養介護
 - ②介護予防短期入所療養介護
 - ③通所リハビリテーション
 - ④介護予防通所リハビリテーション
- エ 指定介護療養型医療施設併設の
 - ①短期入所療養介護
 - ②介護予防短期入所療養介護

2 沖縄県指定の更新を受けようとする事業者に係る要件

(1) 全事業者共通要件

- ア 申請者が法人格を有していること。(病院・診療所においては非該当)
- イ 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、沖縄県条例及び同施行規則で定める基準を満たしていること。
- ウ 申請者が、当該サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な事業運営をすることができること。
- エ 申請者、法人の役員等及び申請に係る事業所の管理者が法に定める欠格事由に該当しない者であること。

(2) サービス毎の欠格事由根拠規定

- | | |
|----------------------|-------------|
| ア 指定居宅サービス事業者 | 法第70条第2項 |
| イ 指定介護予防サービス事業者 | 法第115条の2第2項 |
| ウ 指定居宅介護支援事業者 | 法第79条第2項 |
| エ 指定介護老人福祉施設サービス事業者 | 法第86条第2項 |
| オ 介護老人保健施設サービス事業者 | 法第94条第3項 |
| カ 指定介護療養型医療施設サービス事業者 | 法第107条第3項 |

※参考

- | | |
|----------------------|--------------|
| キ 指定地域密着型サービス事業者 | 法第78条の2第4項 |
| ク 指定地域密着型介護予防サービス事業者 | 法第115条の12第2項 |
| ケ 指定介護予防支援事業者 | 法第115条の22第2項 |

II 指定更新申請の手続き

1 申請に必要となる書類

指定更新申請に必要な書類は、次のとおりです。

また、県への届出事項に変更がある場合は、更新手続きの前に変更届も提出してください。

- (1) 指定（許可）更新申請書（第10号様式）
- (2) 付表（指定（許可）に係る記載事項）（サービス毎に別様式）
- (3) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（申請月の4週間分とし、職種の兼務がある場合にはそれぞれの時間数も明確にすること。）
- (4) 資格証等の写し（資格が必要な職種のみ。）
- (5) 誓約書 ※サービス類型毎に様式が異なります。
- (6) 役員等名簿（法人の役員全員及び事業所（施設）の管理者が対象。申請者が個人又は地方公共団体においては管理者のみ対象。）
- (7) サービス提供責任者経歴書（訪問介護サービスのみ。）
- (8) 介護支援専門員確認表（居宅介護支援、特定施設入居者生活介護及び介護保険施設サービスのみ。）
- (9) 沖縄県収入証紙（所定様式に貼付すること。）
- (10) 申請書類確認リスト
- (11) その他必要と認められる書類

上記の(1)から(10)までの提出書類以外に県が必要と認める書類がある場合には、別途個別に追加書類の提出を求めることがあります。

なお、必要となる様式類については、県高齢者福祉介護課のホームページに電子ファイルを掲載してありますので、御利用ください。

2 提出方法及び期限

- (1) 申請書類については、必ず事業所毎、サービス種毎に提出してください。
一つの事業所が複数のサービスを提供する場合でも、申請書類をそれぞれ作成し、提出してください。
- (2) 下記の申請書類の提出先に記載された該当する提出先に郵送により提出願います。
なお、申請書類の紛失等に備えるため、原則として簡易書留による郵送としてください。
- (3) 申請書類については、必ず事業所控え（写し）を保管しておいてください。
- (4) 指定更新が必要となる事業者あてに県から通知を行いますので、通知文にある期限までに所管の窓口あて提出ください。

なお、今後の指定更新（平成26年4月2日以降）については、通知を行いませんので、各事業所において指定有効期限の1ヶ月前までに必要書類を提出してください。
※高齢者福祉介護課のホームページに、4月～翌年6月までの指定更新対象事業所を掲載いたしますので、各法人・事業所においてご確認頂き、各々の指定有効期限の1ヶ月前までには必要書類を提出して下さい。

<書類提出先>

所管事業所	窓 口	電話番号 ファクシミリ番号
介護保険施設、特定施設入居者生活介護事業所、短期入所生活介護事業所及びその併設介護保険事業所（同一敷地内介護保険事業所を含む）	沖縄県福祉保健部高齢者福祉介護課 介護指導班 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号	TEL 098-866-2214 FAX 098-862-6325
名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村に所在する居宅サービス及び居宅介護支援の事業所	沖縄県福祉保健部北部福祉保健所 地域福祉班 〒905-0017 沖縄県名護市大中2丁目13番1号	TEL 0980-52-0051 FAX 0980-52-7544
宜野湾市、沖縄市、うるま市、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村に所在する居宅サービス及び居宅介護支援の事業所	沖縄県福祉保健部中部福祉保健所 地域福祉班 〒904-2155 沖縄県沖縄市美原1丁目6番28号	TEL 098-938-9886 FAX 098-938-9779
浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、久米島町、八重瀬町に所在する居宅サービス及び居宅介護支援の事業所	沖縄県福祉保健部南部福祉保健所 地域福祉班 〒901-1104 沖縄県島尻郡南風原町宮平212番	TEL 098-889-6364 FAX 098-889-6366
宮古島市、多良間村に所在する居宅サービス及び居宅介護支援の事業所	沖縄県福祉保健部宮古福祉保健所 福祉班 〒906-0007 沖縄県宮古島市平良東仲宗根476番	TEL 0980-72-3771 FAX 0980-72-6593
石垣市、竹富町、与那国町に所在する居宅サービス及び居宅介護支援の事業所	沖縄県福祉保健部八重山福祉保健所 福祉班 〒907-0002 沖縄県石垣市真栄里438番1	TEL 0980-82-2330 FAX 0980-83-5949

3 更新事務処理の流れ

(1) 更新手続きの案内

県から対象事業者へ通知文を送付しますので、提出期限等を御確認ください。

(有効期限満了の1ヶ月前になっても通知文の送付がない場合は、書類提出先までお問い合わせください。)

なお、今後の指定更新(平成26年4月2日以降)については、通知文の送付を行いませんので、各事業所において指定有効期限の1ヶ月前までに必要書類を提出してください。

※高齢者福祉介護課のホームページに、4月～翌年6月までの指定更新対象事業所を掲載いたしますので、各法人・事業所においてご確認頂き、各々の指定有効期限の1ヶ月前までには必要書類を提出して下さい。

(2) 事業者において申請書類作成

ア 更新申請に係る提出書類一覧を確認の上、事業所毎、サービス毎に作成してください。

イ 各提出書類の添付書類等や記載すべき事項の漏れがないかを確認ください。

ウ 指定基準に合致しているか沖縄県条例、同施行規則及び解釈通知を再確認ください。

(3) 申請書類の提出

所管の県機関へ郵送により書類を提出して下さい。

なお、郵送途中の紛失への対応のため、簡易書留により郵送願います。

(4) 申請書類の審査

審査の過程で必要と認められる書類の追加提出をお願いすることや書類の内容等に関する疑義照会をする場合があります。また、必要に応じて現地調査を行うこともあります。

(5) 指定の更新通知

書類審査等により指定の更新に係る要件を充足していると判断された事業所に対しては、有効期間満了日までに更新通知書を送付します。

4 手数料の納付

(1) 指定更新にあたっては、沖縄県の条例に基づき、手数料を納付して頂くことになります。また、手数料の額は下記のとおりサービス種毎に異なります。

(2) 手数料は、別に定める貼付様式に沖縄県収入証紙を貼付し、申請書類に添えて納付してください。(「沖縄県収入証紙」は、「収入印紙」とは異なりますので、お間違えのないようご注意ください。)

(3) 手数料は、申請に係る審査事務のための手数料となっており、審査の結果、更新が認められない場合においても手数料は返還されませんので、御了知おきください。

手数料(収入証紙)の金額

(単位:円)

介護保険サービス種	申請の区分と金額		
	新規指定	指定更新	変更許可
指定居宅サービス事業者	20,000	9,000	—
指定居宅介護支援事業者	20,000	9,000	—
指定介護老人福祉施設	41,000	17,000	—
介護老人保健施設	63,000	17,000	33,000
指定介護療養型医療施設	30,000	17,000	—
指定介護予防サービス事業者	5,000	3,000	—

※沖縄県収入証紙は、銀行等の金融機関において取り扱っておりますが、それ以外の販売所については、沖縄県出納事務局会計課ホームページにおいて公開しております。

5 その他

(1) 申請書類提出後の変更、廃止、休止の取扱い

ア 申請書類の提出後に変更事項があった場合は、申請書類のうち該当する書類の差し替えを行うとともに、通常どおり変更届出を行ってください。

イ 申請書類の提出後に事業所を廃止又は休止する場合には、所管の県機関に連絡の上、申請書類の取り下げ書（任意様式）を提出するとともに、廃止又は休止するための手続きを行ってください。

なお、この場合においても手数料については、返還できませんので御了知おきください。

(2) 指定有効期間満了後の申請に対する処分の取扱い

事業者が指定の更新の申請をした場合において、指定の有効期間の満了日まで、当該申請に対する処分がされないときは、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでは、従前の指定が有効となります。

(3) 休止中の事業所の取扱い

休止中の事業所については、人員及び設備に関する基準を満たしていないため、指定の更新は認められず、指定の有効期間満了日をもって指定の効力を失うこととなりますので、事業再開の予定がない事業所においては速やかに廃止の届け出を行ってください。

ただし、指定の有効期間満了日までに事業再開の手続きがなされ、基準を満たしていると判断された場合には、指定の更新が認められます。

なお、指定の有効期間満了日までに再開の手続きがなされなかった場合には、指定の効力を失っているため、新規に指定申請を行っていただくこととなります。